第 2 9 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学(以下「実施機関」という。)が、本件審査 請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定 は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

1 平成28年 5月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65条。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

平成28年 5月 2日付け情報公開請求(平成22年 8月30日から平成23年 4月 7日までのハラスメント審査会に係る委員長及び委員並びに審査会幹事、同調査会の委員長及び委員、同防止対策委員、同相談員、同事務局職員が送受信した電子メール全て)について、事務局総務課(情報公開担当)から各委員(教授等)に対して、公開対象メールの特定を照会し、その回答を得る等特定のやり取りの分かるもの(以下「本件行政文書」という。)。

- 2 同年 5月27日、実施機関は、本件行政文書は存在しないことを理由として、 非公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を審査請求人に通 知した。
- 3 同年 7月 7日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁である公立 大学法人名古屋市立大学に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。) を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を公開しない理由として、 本件請求に係る行政文書については、実施機関においてこれを作成又は取得 していないためと主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において次のとおり主張している。
 - (1) 審査請求人とその子は、子が申し立てたハラスメント審査に関連して、 さまざまな情報公開請求・個人情報開示請求を行っており、その中には、 当該調査委員会の委員等に就任し、調査に関わったことで調査委員会等が

行った調査に係る行政文書と関わりのない、委員に関する情報を請求する 案件が多くある。

- (2) 調査委員会の委員等に就任したことにより、調査の関係者から、情報公開請求・個人情報開示請求を受け、様々な対応を強いられることになれば、職員において、今後、調査委員会の委員等への就任を躊躇することとなり、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (3) すなわち、実施機関としては、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行を確保するため、本件公開請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求趣旨を満たす行政文書を特定することを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成28年 5月 2日、請求の内容を「平成22年 8月30日から平成23年 4月7日までのハラスメント審査会に係る委員長及び委員並びに審査会幹事、同調査会の委員長及び委員、同防止対策委員、同相談員、同事務局職員が送受信した電子メール全て」(以下「別件行政文書」という。)との行政文書公開請求(以下「別件公開請求」という。)をしたが、実施機関は、同月13日、既に公開済みである実施機関職員の発信メールだけを公開し、教授等の受信メールは、文書不存在で全て非公開決定した。

別件公開請求に係る文書の特定方法を確認するために本件公開請求を行ったが、実施機関は不存在で非公開決定をした。

- (2) 実施機関には、川澄、滝子、田辺及び北千種とキャンパスが 4か所あり、各キャンパスの連絡調整はメール等を常用している。それにも拘らず、当該送受信メールが存在しないとなれば、実施機関は教授等に対し情報公開請求があったことを照会せず、公開対象文書の特定努力どころか特定行為そのものを行っていないことになり、当該行為は条例違反行為となる。
- (3) 実施機関の弁明書は、審査請求人と異なる個人に言及しており、行政文

書公開請求と個人情報開示請求とを混同し、個人情報保護の観点から完全 に逸脱しており、行政機関として明らかな違法行為である。

実施機関職員は、条例に則り対応することが義務であり、上記第 3 2の 弁明書の内容は審査請求人に対する名誉棄損に当たり犯罪である。

(4) 別件公開請求に関して、条例第7条第1項第5号を適用しているということは、別件行政文書は存在しているはずである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、電子メールの公開を求める別件公開請求に係る行政文書の特定に関し、対象となっている教員に対して、実施機関から照会したことのわかるものである。

4 行政文書公開請求に係る行政手続について

行政文書公開請求に係る行政手続については、条例を始め、名古屋市情報公開条例施行細則、名古屋市情報公開条例の解釈及び運用、行政文書公開事務取扱要綱及び名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱に規定されている。それらの規程のうち、行政文書公開事務取扱要綱には、公開請求に係る行政文書の特定についての所管課等の対応方法、請求書の記載方法について定めた規定が存在するものの、公開請求に係る行政文書を特定する際に、照会を目的とした行政文書の作成を求める規定は実施機関には存在しない。

- 5 本件行政文書の有無について
 - (1) 本件行政文書は、上記 3のとおり、電子メールの公開を求める別件公開 請求に係る行政文書の特定に関し、対象となっている教員に対して、実施 機関から照会したことのわかる行政文書である。
 - (2) 上記 4のとおり、行政文書公開請求に係る行政手続上、公開請求に係る行政文書の特定の際に、行政文書を作成することを求める規定は存在していない。

したがって、別件公開請求に係る行政文書の特定に関して、口頭等、行政文書を作成しない方法により文書の特定を行うことも通常想定される。

- (3) なお、実施機関は、他の不服案件に係る当審査会の調査に対して別件公開請求については、文書の特定を行った形跡はなく、恐らく文書特定はなされていないと推測されるとの旨を回答している。
- (4) また、実施機関は、別件公開請求の対象となる教職員の送受信メールは 組織として共有すべき内容ではなく、また組織的に用いるものとして共有 サーバー等で保管している実態もないことから、条例第 2条第 2項に規定 する行政文書には該当しないものであったとも当審査会の調査に対して回 答している。
- 6 以上のことから、本件審査請求に係る行政文書が存在しないとする実施機 関の主張は、不合理なものとは認められず、他に特定すべき文書の存在も窺 えない。
- 7 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の有無について は、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすもの ではない。
- 8 なお、別件公開請求に関して条例第 7条第 1項第 5号を適用しているということは、別件行政文書が特定されているはずである、という審査請求人の主張には一定の合理性があるものの、上記 5(3) のような事実が認められる。したがって、別件公開請求に関して、非公開の理由として条例第 7条第 1 項第 5号を適用した実施機関の判断には疑義を持たざるを得ないが、上記 7 と同様、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

	,
年 月 日	内容
平成28年 7月14日	諮問書の受理
8月 8日	実施機関に弁明書の写しを提出するよう通知
9月 7日	弁明書の写しを受理
9月29日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書 を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述 申出書を提出するよう通知
10月26日	反論意見書の受理
令和元年 9月20日	調査審議
(第21回第 2小委員会)	加生 俄
10月18日 (第22回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第22回第 2小委員会)	調査審議
11月15日 (第23回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年 2月21日 (第26回第 2小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 2小委員会)	調査審議
5月29日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 豊島明子、委員 森絵里